

大和市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第9号

大和市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年大和市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「生じたとき」の次に「（会派名、会派の代表者又は経理責任者に係る異動を除く。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会派の代表者及び会派に所属しない議員は、会派名、会派の代表者又は経理責任者に係る異動が生じたときは、市長に対して、議長を経由して異動事項届出書を提出するものとする。

第8条の見出しを「（委任）」に改める。

別表第3号様式の項の次に次のように加える。

第4号様式	異動事項届出書	第2条
-------	---------	-----

別表様式番号の欄中「第4号様式」を「第5号様式」に、「第5号様式」を「第6号様式」に、「第6号様式」を「第7号様式」に、「第7号様式」を「第8号様式」に、「第8号様式」を「第9号様式」に、「第9号様式」を「第10号様式」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。